（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項

官庁
割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、登録包括購入あっせん業者の営業の廃止関係　二
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二元
特殊法人等
裁判所共済組合定款の一部変更関係　三〇
会社その他
会社決算公告

省　令

○農林水産省令第四十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百三十三条第一項の規定に基づき、東日本大震災により被害を受けた漁業者等に係る漁業手数料の納付に関する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

東日本大震災により被害を受けた漁業者等に係る漁業手数料の納付に関する省令

（指定漁業の許可又は起業の認可の申請に係る手数料）

第一条　東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により漁業法（以下「法」という。）第五十二条第一項の規定による許可又は法第五十四条第一項の規定による認可（以下この条において「許可等」という。）を受けた船舶に被害を受けたことにつき、当該船舶の船舶原簿に記録されている事項を証明した書面で当該船舶の登録が抹消された事実を証するものその他農林水産大臣が定める書面の交付を受けた者が行う許可等（法第五十五条第一項又は第五十九条第一項若しくは第二号の規定によるものに限る。）の申請については、この省令の施行の日から平成二十四年七月三十一日までの間（以下「指定申請期間」という。）においては、漁業手数料規則（昭和二十五年農林省令第二十号）第一条第一号の手数料の納付を要しないですることができる。

（許可証の書換え交付又は再交付の申請に係る手数料）

第二条　東日本大震災によりその所有する建物又は賃借権を有する建物に被害を受けたことその他これらの建物に居住することが困難であることにつき、これらの建物の所在地の市町村（特別区を含む。）の長から証明を受けた者が行う指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号。以下「指定漁業省令」という。）第十一条第一項の許可証の書換え交付の申請については、指定申請期間においては、漁業手数料規則第一条第一号の手数料の納付を要しないですることができる。

2　指定漁業省令第十二条の許可証の再交付の申請については、前条の規定を準用する。

（鯨体処理場の変更の許可の申請に係る手数料）

第三条　東日本大震災により指定漁業省令第四十四条第一項の規定による許可を受けたその使用に係る鯨体処理場に被害を受けた者が行う同項後段の規定による許可の申請については、指定申請期間においては、漁業手数料規則第一条第一号の手数料の納付を要しないですることができる。

（鯨体処理場の設置等の許可の申請に係る手数料）

第四条　東日本大震災により指定漁業省令第八十三条第一項の規定による許可を受けた鯨体処理場に被害を受けた者が行う同項の規定による許可の申請については、指定申請期間においては、漁業手数料規則第一条第三号の手数料の納付を要しないですることができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省・環境省令第二号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第四条第二号及び第二十一条の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

環境大臣　松本　龍

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十六号を第十七号とし、第三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第四条に規定する検察官の職務として飼養等をするものであること。

別表第一の第一の一中「哺乳類」を「哺乳綱」に改め、同表の第一の三の（一）のたてがみとかげ科の項中「種のうち」の下に「アノリス・アルログス、アノリス・アルタケウス、」を加え、「アノリス・ガルマンニ」を「アノリス・ガルマニ」に改め、「（ガーマンアノール）」の下に「、アノリス・ホモレキス」を加える。

別表第二の第一の九の（二）中「かわほとどぎすがい属」を「まるすだれがい目」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。

告　示

○外務省告示第二百二十四号

中華人民共和国政府は、平成十三年十月五日にロンドンで作成された「二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約」の加入書を平成二十三年三月七日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十三年六月七日に中華人民共和国について効力を生じた。

（平成二十三年三月八日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十三年六月二十七日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百二十五号

平成二十三年六月十四日にプノンペンで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　二億七千三百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　黒木雅文在カンボジア大使

カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣

平成二十三年六月二十七日

外務大臣　松本　剛明

○国税庁告示第十九号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第五項の規定に基づき、同条第三項の認定を受けた法人について政令で定める要件を満たさないこととなったと認められる場合その他政令で定める場合に該当するものとして当該認定を取り消したので、同条第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二十七日

国税庁長官　川北　力

別表特定非営利活動法人アジア教育・文化・自然環境保護日本支援センターの項中「平成二十三年七月三十一日」を「平成二十三年六月二十七日」に改める。